

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年10月11日
【四半期会計期間】 第131期第3四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）
【会社名】 株式会社不二越
【英訳名】 NACHI-FUJIKOSHI CORP.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本間 博夫
【本店の所在の場所】 富山市不二越本町1丁目1番1号
【電話番号】 076(423)5111（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 小林 昌行
【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋1丁目9番2号（汐留住友ビル）
【電話番号】 03(5568)5111（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 薄田 賢二
【縦覧に供する場所】 株式会社不二越 東日本支社
（東京都港区東新橋1丁目9番2号（汐留住友ビル））
株式会社不二越 中日本支社
（名古屋市名東区高社2丁目120番3号）
株式会社不二越 西日本支社
（大阪市北区中之島3丁目2番18号（住友中之島ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第130期 第3四半期連結 累計期間	第131期 第3四半期連結 累計期間	第130期
会計期間	自平成23年12月1日 至平成24年8月31日	自平成24年12月1日 至平成25年8月31日	自平成23年12月1日 至平成24年11月30日
売上高(百万円)	129,068	128,351	172,259
経常利益(百万円)	7,024	7,544	9,111
四半期(当期)純利益(百万円)	3,779	3,409	4,585
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,261	12,786	5,589
純資産額(百万円)	63,840	76,657	65,224
総資産額(百万円)	202,862	210,323	187,181
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	15.20	13.71	18.44
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	29.9	34.5	33.1

回次	第130期 第3四半期連結 会計期間	第131期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年6月1日 至平成24年8月31日	自平成25年6月1日 至平成25年8月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	4.57	4.60

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの項目番号に対応しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(7) 公正取引委員会等の立入調査について

当社は、ベアリングの取引に関する独占禁止法違反の疑いにより、公正取引委員会の立入検査を受け、平成24年12月28日に、当社および社員2名が東京地方裁判所から有罪判決を受けました。さらに、平成25年3月29日に、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領いたしました。

また、海外ではベアリングの取引に関して競争法違反の疑いがあるとして、NACHI EUROPE GmbHが欧州委員会の立入調査を受け、平成25年2月6日に、NACHI SINGAPORE PTE.LTD.がシンガポール競争法委員会の立入調査を受けました。当社グループは、関係当局による独占禁止法に関する調査等に対し、全面的に協力しております。

なお、海外の調査等は現在も継続中であり、今後、当社グループの経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年12月1日～平成25年8月31日）の当社グループをとり巻く環境は、世界の自動車分野が回復に転じ、また円高是正による輸出環境の改善が見られる一方で、新興国における景気調整の継続、欧州を発端とした金融・債務危機の長期化などから、依然として先行きについては不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、機械加工、機能部品、材料事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての長を活かして、顧客に多様なソリューションを提供してまいりました。この結果、足下の業績は大きく改善へと転換してまいりましたが、上期における国内自動車分野の生産調整や、産業機械・市販分野の需要低迷の影響が大きく、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、1,283億51百万円と前年同期に比べ0.6%の減収となりました。このうち、国内向けの売上高は772億26百万円（前年同期比5.8%減）、海外売上高は511億24百万円（同8.6%増）であります。

利益面につきましても、生産性の向上など継続的なコストダウンにとり組みましたが、上期における操業度の悪化や、販売価格の下落などの影響により、営業利益は81億59百万円（前年同期比3.5%減）、経常利益は75億44百万円（同7.4%増）、四半期純利益は34億9百万円（同9.8%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、新興国をはじめとした海外の自動車分野が引き続き堅調に推移するとともに、新商品の投入が奏効し、機械工具トータルの売上高は470億54百万円（前年同期比3.3%増）となりましたが、営業利益は39億21百万円（同2.1%減）となりました。

部品事業では、足下では自動車分野が大きく回復しておりますが、上期における減産の影響や、産業機械・市販分野、建設機械分野の低迷の影響が大きく、部品トータルの売上高は714億55百万円（前年同期比1.7%減）となり、営業利益は33億18百万円（同12.0%増）となりました。

その他の事業につきましては、産業機械・市販分野の停滞の影響が大きく、売上高は98億41百万円（前年同期比8.7%減）、営業利益は9億28百万円（同35.8%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、2,103億23百万円となり、前連結会計年度末に比べ231億42百万円増加しました。主として、現金及び預金が143億89百万円、有形固定資産が32億68百万円、投資有価証券が51億23百万円増加し、受取手形及び売掛金が30億91百万円減少しております。

負債合計は、1,336億65百万円となり、前連結会計年度末に比べ117億8百万円増加しました。主として、支払手形及び買掛金が14億69百万円、借入金が86億47百万円、繰延税金負債など固定負債その他が21億25百万円増加しております。

純資産合計は、766億57百万円となり、前連結会計年度末に比べ114億33百万円増加しました。主として、その他有価証券評価差額金が31億96百万円、為替換算調整勘定が57億55百万円増加しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、前連結会計年度に掲げた課題のうち「(3)その他」に関する課題については、当第3四半期連結累計期間において、次のように対処しております。

当社は、ベアリングの取引に関する独占禁止法違反の疑いにより、公正取引委員会の立入検査を受け、平成24年12月28日に、当社および社員2名が東京地方裁判所から有罪判決を受けました。さらに、平成25年3月29日に、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領いたしました。

また、海外ではベアリングの取引に関して競争法違反の疑いがあるとして、NACHI EUROPE GmbHが欧州委員会の立入調査を受け、平成25年2月6日に、NACHI SINGAPORE PTE.LTD.がシンガポール競争法委員会の立入調査を受けました。当社グループは、関係当局による独占禁止法に関する調査等に対し、全面的に協力しております。

当社グループは、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制のより一層の強化に向けて、コンプライアンスに係わるグループ全体の方針の策定や、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う「コンプライアンス委員会」と、同委員会が策定した方針、施策の実行組織として「コンプライアンス推進部」を新たに設け、海外を含めた全グループ社員に対する方針の徹底と、教育・啓蒙活動を展開しております。

さらに、独占禁止法の遵守を当社グループ全体でより一層徹底するために、独占禁止法の内容や留意事項等を分かりやすく解説した「独占禁止法遵守マニュアル」を新たに作成し、当社グループの全社員に配布し教育すると共に、役員及び従業員一人ひとりから、「独占禁止法遵守マニュアル」等の社内規則を十分に理解した上で、独占禁止法遵守に関する誓約書の提出を受けております。

以上のとおり、当社グループは、公正取引委員会による立入検査を受けて以降、外部専門家等の協力を得て、各種のコンプライアンス強化策を策定・実施しておりますが、これらの強化策を今後もより一層推進することにより、再発の防止に努めてまいります。

当社グループは、今回のコンプライアンス体制の強化・再構築により、法令順守の徹底と社会的信頼の向上に努めてまいります所存であります。

なお、会社の支配に関する基本方針は次の通りです。

当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為（本において、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われた場合であっても、株主がこれを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

1. 基本方針の実現に資する特別なとり組み

ナチ不二越グループは、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命に基づいて、総合機械メーカーとしての強みを発揮し、世界市場でナチブランドを確立することを経営の基本方針としております。こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、機械加工（工具、工作機械、超精密加工機械）、ロボット、機能部品（ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス）、材料（特殊鋼、コーティング、工業炉）事業で蓄積してきた技術シーズ、事業のシナジーを活かして、世界の顧客のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性をアピールできる商品ラインとサービスを提供しております。

そして、経営の透明性・公平性を高め、株主をはじめナチ不二越グループと関係するカスタマー、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

さらに、当社としましては、機械加工、ロボット、機能部品、材料事業をあわせもつナチ不二越グループの強みを活かして独自の経営モデルをつくりあげ、持続的な企業成長をはかって企業価値を高めて“成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業”を実現することを目指して2020年をターゲットとした長期ビジョンと、2013年までの中期経営計画を策定いたしました。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。また、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当いたします。

ナチ不二越グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、中期経営計画における基本方針に基づいて、ナチブランドの確立と企業価値の最大化にグループをあげとり組んでまいります。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、平成20年1月21日開催の取締役会において、下記の特定の株主または株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「原施策」といいます。）の導入について決議し、平成20年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において原施策の導入に関する定款変更議案および原施策の導入に関する議案は承認可決されました。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、原施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、平成23年1月18日開催の取締役会において、原施策を一部見直したうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議し、平成23年2月23日開催の当社第128期定時株主総会において本施策の継続に関する議案は承認可決されました。

(a) 本施策継続の目的および対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、()当社株券等の保有者およびその共同保有者、または()当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記()の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記()の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、平成26年2月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

なお、本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>) に掲載の平成23年1月18日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

上記のとりに対する当社取締役会の判断および理由

1. 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記 1. に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示する等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記 に記載の当社の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、本施策の継続等について株主の意思が反映されていること、大規模買付対抗措置の発動の手続について取締役会の判断にかかる客観性・合理性が確保されていること、本施策は経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、本施策は企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合していること、デッドハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、本施策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、22億57百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年10月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	249,193,436	249,193,436	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株
計	249,193,436	249,193,436		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日	-	249,193	-	16,074	-	11,420

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年5月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 585,000		
	(相互保有株式) 普通株式 105,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,804,000	246,804	
単元未満株式	普通株式 1,699,436		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	249,193,436		
総株主の議決権		246,804	

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社不二越	富山市不二越本町 1丁目1番1号	585,000	-	585,000	0.23
(相互保有株式) 東亜電工株式会社	富山市中大久保 129-1番地	105,000	-	105,000	0.04
計		690,000	-	690,000	0.27

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (東日本支社長、技術開発担当)	取締役 (東日本支社長)	林 秀憲	平成25年5月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,901	30,291
受取手形及び売掛金	38,612	³ 35,520
商品及び製品	15,952	16,495
仕掛品	10,607	10,472
原材料及び貯蔵品	7,052	6,969
その他	4,684	6,684
貸倒引当金	105	100
流動資産合計	92,704	106,333
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	27,018	28,391
機械装置及び運搬具(純額)	35,774	37,945
その他(純額)	15,502	15,227
有形固定資産合計	78,295	81,564
無形固定資産	448	690
投資その他の資産		
投資有価証券	11,231	16,354
その他	4,526	5,390
貸倒引当金	25	9
投資その他の資産合計	15,732	21,735
固定資産合計	94,476	103,990
資産合計	187,181	210,323
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,979	³ 35,448
短期借入金	18,535	22,943
未払法人税等	2,075	2,183
その他	11,563	³ 17,609
流動負債合計	66,154	78,185
固定負債		
社債	7,470	420
長期借入金	34,719	38,959
退職給付引当金	6,463	6,832
役員退職慰労引当金	19	23
負ののれん	27	15
その他	7,102	9,227
固定負債合計	55,802	55,480
負債合計	121,956	133,665

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,074	16,074
資本剰余金	11,561	11,561
利益剰余金	43,312	45,230
自己株式	192	196
株主資本合計	70,756	72,669
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,700	5,896
為替換算調整勘定	10,468	4,712
在外子会社年金債務調整額	1,087	1,381
その他の包括利益累計額合計	8,855	197
少数株主持分	3,324	4,186
純資産合計	65,224	76,657
負債純資産合計	187,181	210,323

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年8月31日)
売上高	129,068	128,351
売上原価	102,616	101,682
売上総利益	26,451	26,669
販売費及び一般管理費	17,997	18,510
営業利益	8,454	8,159
営業外収益		
受取利息	40	37
受取配当金	180	223
負ののれん償却額	16	11
持分法による投資利益	37	20
為替差益	-	377
その他	210	491
営業外収益合計	487	1,163
営業外費用		
支払利息	940	932
その他	976	845
営業外費用合計	1,916	1,777
経常利益	7,024	7,544
特別利益		
固定資産売却益	19	7
投資有価証券売却益	-	384
ゴルフ会員権売却益	-	8
特別利益合計	19	400
特別損失		
固定資産売却損	0	6
固定資産除却損	80	44
投資有価証券評価損	42	-
独占禁止法違反に係る課徴金	-	509
海外子会社税務関連損失	-	628
特別損失合計	123	1,189
税金等調整前四半期純利益	6,921	6,755
法人税、住民税及び事業税	2,002	3,023
過年度法人税等	-	334
法人税等調整額	870	206
法人税等合計	2,873	3,152
少数株主損益調整前四半期純利益	4,047	3,603
少数株主利益	268	193
四半期純利益	3,779	3,409

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,047	3,603
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	137	3,247
為替換算調整勘定	132	6,219
在外子会社年金債務調整額	37	294
持分法適用会社に対する持分相当額	18	10
その他の包括利益合計	213	9,183
四半期包括利益	4,261	12,786
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,956	12,067
少数株主に係る四半期包括利益	304	719

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年12月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
受取手形割引高	19百万円	-百万円

2. 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
受取手形裏書譲渡高	21百万円	-百万円

3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
受取手形	-百万円	315百万円
支払手形	-	1,265
流動負債その他 (設備関係支払手形)	-	7

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年8月31日)
減価償却費	7,511百万円	7,634百万円
負ののれんの償却額	16	11

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月21日 定時株主総会	普通株式	1,491	6円00銭	平成23年11月30日	平成24年2月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月20日 定時株主総会	普通株式	1,491	6円00銭	平成24年11月30日	平成25年2月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	機械工具	部品	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	45,567	72,718	10,782	129,068	-	129,068
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,048	549	6,052	8,650	(8,650)	-
計	47,615	73,268	16,834	137,718	(8,650)	129,068
セグメント利益	4,004	2,963	1,445	8,412	41	8,454

(注)1. セグメント利益の調整額は、主としてセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	機械工具	部品	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	47,054	71,455	9,841	128,351	-	128,351
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,463	464	5,577	7,504	(7,504)	-
計	48,518	71,920	15,418	135,856	(7,504)	128,351
セグメント利益	3,921	3,318	928	8,168	(9)	8,159

(注)1. セグメント利益の調整額は、主としてセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	15円20銭	13円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,779	3,409
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,779	3,409
普通株式の期中平均株式数(千株)	248,617	248,609

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

株式会社不二越
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 川 正 房 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社不二越の平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。